

二十三 花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十四 燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十五 印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十六 運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 おもちゃ、人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十七 写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十二 花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十三 燃料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十四 印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 紙類及び文房具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十五 運動具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 おもちゃ、人形及び娯楽用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十六 写真機械器具及び写真材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十八 時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十九 たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 三十 建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 三十一 宝玉及びその模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 三十二 愛玩動物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

二十七 時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十八 たばこ及び喫煙用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 二十九 建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 三十 宝玉及びその模造品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
 三十一 愛玩動物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

備考 表中の「」の記載は注記である。
 附則
 (施行期日)
 1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

○環境省令第二十九号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十三号)第一条及び土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第二百六十九号)の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年十二月二十七日)

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改正後	改正前
	<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第一条 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があるときは、当該期間内に当該報告を行うことができる。</p>	<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第一条 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があるときは、当該期間内に当該報告を行うことができる。</p>

環境大臣 中川 雅治